

アーティスト・イン・レジデンス活動支援を通じた 国際文化交流促進事業の概要

1. 事業の趣旨・目的

本事業は、国内外の芸術家等が一定期間滞在し、様々な交流を通して創作活動や将来の創作活動等に有益となるプログラムを提供するアーティスト・イン・レジデンス（以下、「AIR」という。）事業を支援することにより、AIR実施団体の国際的な協力関係が活発になり、国内外の芸術家等との双方向の国際文化交流が継続的に行われる状況を創出することを目的とする。

2. 事業の概要

（1）補助対象者

地方公共団体又は法人格を有する者

地方公共団体、芸術関係者、地域住民の代表者などで構成された実行委員会 等

（2）補助対象事業

① 拠点的事業支援

海外のAIR実施団体とのパートナーシップ協定等により、国内外の芸術家等が双方へ往来し交流を行う等の取組かつ国内外のAIR実施団体等との連携によりAIR活動の促進を図る意欲のある取組。（以下、A及びBを必須、C～Eを任意の取組として支援）

A) 外国人芸術家と国内芸術家等との交流を通じた滞在型の創作活動支援

B) AIR活動の連携促進プログラム

C) 外国人研究者・学芸員を招へいして行う滞在型の研究・調査活動支援

D) 交換プログラム活動支援

E) AIR活動の理解促進プログラム

② 小規模等事業支援

海外のAIR実施団体とのパートナーシップ協定等により、国内外の芸術家等が双方へ往来し交流を行う等の取組であり、国内外のAIR実施団体と連携して行われる特色のある取組を支援。（上記、Aを必須、B～Eを任意の取組として支援）

（3）補助金額

「拠点的事業支援」は700万円を上限、「小規模等事業支援」は300万円を上限に補助。